

兵庫県悪性新生物（がん）登録事業の実施要領及び届出様式 新旧対照表

(1) 本文

改正後	現行
<p>4 実施方法</p> <p>(2) 医療機関の届出方法 ～略～</p> <p>届出の時期は、①入院患者は退院時 ②外来患者は治療終了時または検査・治療のために他院に紹介した時 ③患者死亡時のいずれかのうち一番早い時期に、<u>1腫瘍につき1回限り</u>、<u>診断内容を届出票に所要事項を記載し、患者にかかる秘密の保持に留意し、専用封筒に入れ、健康財団に郵送する。</u></p>	<p>4 実施方法</p> <p>(2) 医療機関の届出方法 ～略～</p> <p>届出の時期は、①入院患者は退院時 ②外来患者は治療終了時または検査・治療のために他院に紹介した時 ③患者死亡時のいずれかのうち一番早い時期に、<u>診断内容を届出票に所要事項を記載し、患者にかかる秘密の保持に留意し、専用封筒に入れ、健康財団に郵送する。</u></p>
<p>(3) 人口動態調査死亡小票の転写 ～略～</p> <p>とりまとめた上で、<u>原則、毎月</u>、健康財団に送付する。</p>	<p>(3) 人口動態調査死亡小票の転写 ～略～</p> <p>とりまとめた上で毎月、健康財団に送付する。</p>

(2) 届出様式

①表面：病期「その他」欄の説明文

改正後	現行
<p><u>「病巣の拡がり」欄の判定(記入)ができない場合に限り、その判定に役立つ情報をご記入ください。</u></p>	<p>深達度、腫瘍径など病巣の拡がりの判定に役立つ情報があれば、ご記入ください。</p>

②表面：欄外の説明文

改正後	現行
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p>裏面をご覧ください。 届出票を__枚送ってください。</p>

③裏面：届出時期の内容

改正後	現行
<p>○届出時期(他医からの届出の有無にかかわらず。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者は退院時</li> <li>・外来患者は治療終了時または検査・治療のために他院に紹介した時</li> <li>・患者死亡時 <u>(既に届出された患者については、死亡されてからこの項目のための提出は不要)</u></li> </ul> <p>上記のいずれかのうち、一番早い時期に、<u>1腫瘍につき1回限りの提出。</u></p>	<p>○届出時期(他医からの届出の有無にかかわらず。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者は退院時</li> <li>・外来患者は治療終了時または検査・治療のために他院に紹介した時</li> <li>・患者死亡時</li> </ul> <p>上記のいずれかのうち、一番早い時期。</p>

